

議案第 3 号

旭市非常勤の職員の費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

旭市非常勤の職員の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

旭市長 米 本 弥 一 郎

旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成１７年旭市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

別表第１選挙長の項報酬額の欄中「１０，８００円」を「１２，２００円」に改め、同表投票所の投票管理者の項報酬額の欄中「１２，８００円」を「１４，５００円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項報酬額の欄中「１１，３００円」を「１２，８００円」に改め、同表開票管理者の項報酬額の欄中「１０，８００円」を「１２，２００円」に改め、同表選挙立会人の項報酬額の欄中「８，９００円」を「１０，１００円」に改め、同表投票所の投票立会人の項報酬額の欄中「１０，９００円」を「１２，４００円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項報酬額の欄中「９，６００円」を「１０，９００円」に改め、同表開票立会人の項報酬額の欄中「８，９００円」を「１０，１００円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。